

身体的拘束等適正化のための指針

一般社団法人ライフスキル発達支援協会

1.事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児童の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある活動を阻むものである。当法人では、利用児童の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

2.身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会を設置する。

①設置目的

- ・事業所内等での虐待・身体拘束等の廃止に向けた現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ・法人代表
- ・事業統括部長

③虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会の開催（年1回以上）

3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関わる基本方針

療育に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重した対応の励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4.身体拘束等の報告方法等に関する基本方針

(1) 利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

(2) 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。

5.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束を行わないことが原則であるが、本人又は他の利用者及び職員の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の3つの要件すべてにあてはまることを確認する。

1.切迫性：本人又は他の利用者及び職員などの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2.非代替性：身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

3.一時性：身体拘束やその他の行動制限が一時的である場合

なお、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行い、できるだけ早期の段階で拘束解除に向けた取り組みを行う。

6.指針の閲覧について

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでもが自由に閲覧できるようにする。

7.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員一人一人が以下の点について臨機応変に判断し、拘束を無くしていくように取り組む。

- ・支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか、本当に他の方法はないか

また、身体拘束廃止をきっかけに「より良い支援」の実現を目指す。

附則

この指針は、令和4年12月1日より施行する